

令和 6 年 1 月 11 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

(公印省略)

令和 6 年能登半島地震により被災した要援護高齢者等への対応について

令和 6 年能登半島地震による被災に伴い、厚生労働省より、各都道府県介護保険主管課宛てとして、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者等については、地域包括支援センターが中心となり、居宅介護支援事業者等と連携して、安否確認及び課題の把握（必要最低限のアセスメントでも可。）を行うなど適切な支援についてご配慮いただきたい旨の事務連絡が発出されておりますので、情報提供申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・令和 6 年能登半島地震により被災した要援護高齢者等への対応について（令 6.1.9 厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 事務連絡）

以上

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 9 日

各 都道府県介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和 6 年能登半島地震により被災した要援護高齢者等への対応について

令和 6 年能登半島地震により被災した要援護高齢者等について、被災地市町村においては、その状況の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供に努めていただいているところではありますが、引き続き関係団体等と連携を図りながら、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者等については、地域包括支援センターが中心となり、居宅介護支援事業者等と連携して、安否確認及び課題の把握（必要最低限のアセスメントでも可。以下同じ。）を行うなど適切な支援に御配慮いただきますようお願い申し上げます。その際、以下の点にも御留意いただくようお願い申し上げます。

記

1 要援護高齢者等の安否確認と適切な支援の実施について

被災地市町村においては、地域包括支援センター等が中心となり、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者等と連携して、次のとおり要援護高齢者等について安否確認及び課題の把握を行い、必要なサービス提供につながるよう支援をお願いいたします。

（１）地域包括支援センターと居宅介護支援事業者等の連携による安否確認等

地域包括支援センターは、居宅介護支援事業者等と連携しつつ、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者等について安否確認及び課題の把握を行うこと。

（２）避難所等に避難している高齢者に対する必要なサービスの提供

避難所に避難している高齢者に対し、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者等の協力も得ながら、相談支援、課題の把握等を行うとともに、個々のケースに応じて在宅福祉サービスの提供を行うなど、必要な支援を行うこと。

また、「高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保に

ついて」（令和6年1月4日付けこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課事務連絡）においてお示したとおり、必要に応じて緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）へ受入れを行うことにより、避難者の対応に万全を期すこと。

（3）在宅要援護高齢者等に対する支援

介護サービスを利用している在宅の要援護高齢者等について、引き続き必要な介護サービスが確保できるよう介護サービス事業者等と連携を図るとともに、被災に伴い新たな課題やニーズを把握した場合には、居宅サービス計画（ケアプラン）等に新たなサービスを追加するなど必要なサービスの利用につなげること。

なお、「令和6年能登半島地震に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」（令和6年1月5日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）においてお示したとおり、居宅サービス計画（ケアプラン）等の変更については、一定程度状況が落ち着いた後に作成することやサービス担当者会議を電話や文書等の照会により行うこと等、柔軟な取扱いも可能であること。

また、高齢者の家屋の状況や身体の状況等を踏まえ、必要に応じ、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えないこと。

2 介護支援専門員等の広域的な確保について

被災地市町村において上記の対応を実施するに当たり、介護支援専門員等を確保することが困難な場合には、都道府県は、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、介護支援専門員等の広域的な確保が図られるよう、必要な支援をお願いします。